

地域福祉推進と『公共的空間』*

金 蘭 姫**

はじめに

この研究のきっかけは、韓国の伝統的空間であるサランバンから始まった。韓国にはM里という約50世帯が共同体を形成して生活している村がある。村人の生活基盤は半農半漁で春・夏・秋の季節には米作りを中心に生計を立て、冬には海での海苔づくりを行っている。血縁関係の強い氏族社会といえるほど同じ名字のもつ世帯が90%以上を占め、村人のほとんどは親戚関係にあたる。いわば共同体そのものである。村のあらゆる決定は村人の会議によって行われている。村の外部とのつながりは、村人の会議で選ばれた代表者（里長）が公（役所）とのパイプ的役割を担うことによって実施している。

このように基本的に村の問題は村人によって自治的・共同的に解決していくという体制になっている。また村には村の日々の出来事が村人に詳しく非公式で日常的に語られ流れていく空間が存在している。これは、サラン房（バン）¹⁾と呼ばれる部屋で、主に村人が仕事を持ってきて仕事をしながらの社交場になっている。ここは、その日の様々な出来事が村人の個人的なことから村全体に関わる出来事まで細かく語られる空間にもなっている。つまり村全体の問題が何か、村人の一人一人はどのような問題を抱えているかが、一目に分

かり、村人全員に情報として流れていき、共有できる空間になっているのである。また、ここは村の会議が行われる場所でもある。近代化運動のなかでサラン房（バン）は衰退していき、その代わりに村の表に“マウルヘガン（村の会館）”という建物が設けられ、現在サラン房の役割を担っている。現在のマウルヘガンは、基本的に村人の日常的な社交場であり、自然発生的に村人たちの希望や欲求、本音が飛び出し、共有される空間であり、ときには村人の会議をはじめ青年会の集まりの場になっている。この共同的な空間から村の物事が自治的に実行されていくのである。

一方、サラン房は対内的・対外的に極めて入りにくい排除性の強い面をもっていた。対内的には、サラン房自体が男性の生活空間であったため、女性は厳格に排除されてきた。またそもそもサラン房とは自然に作られていく空間であって、あらかじめ意図的に誰の家のサラン房に遊びに行こうという合意によるものではない。従って村の外部の人には知られていない空間でもあった。しかも村の外部から人が引っ越してくること自体を、村人の会議で拒否されたこともあった。現在のマウルヘガンは、サラン房より開放的で村の外部から来た人もすぐわかるような場所に設置され、接近性は高くなったものの、まだ内部へ気楽に入れない空間である。

サラン房（現マウルヘガン）は、村人であるだ

*キーワード：地域福祉推進、共同性（共通性）、アレントの『公共的空間』

**関西学院大学大学院研究員

- 1) 舎廊房とは、男性の家主が主に居住する部屋のある建物、外部のお客らを接待する男子らの生活場所である。農村民家のような小規模の住宅においては接客の機能より夜、もしくは冬の農耕か家内手工業などの作業空間もしくは男子らが集まって雑談を楽しむ場所としての意味が大きい空間である。富農または中・上流階級の住宅においては舎廊房が独立されていた。中流民家では奥の建物（主に女性家主の生活空間）につながっていて大門の近い部分に設置されているが、この場合視覚的に分離されるように考慮されている。これは韓国の民家が大家族制度と儒教思想による家族構成員間の地位と男女生活圏の区別を厳格にするためである。

出典：http://kr.dic.yahoo.com/search/enc/result.html?pk=14427100&p=%BB%E7%B6%FB&field=id&type=enc

けで、男性であるという条件を充たした者であれば、誰もが入り発言できる空間である。つまりここは、村人の個人の問題であれ、村の全体的問題であれ日常的な会話のなかで生活問題が共有化され、村人の自治組織である村人の会議や青年会、婦人会を通して共通の問題として自治的に問題解決が取り組まれていく一連のシステムが働いている空間でもある。

共同性・連帯性の象徴としてのサラン房という、極めて自発的で自治性の高い地域社会の問題解決システムの空間を、地域福祉推進システムとして生かしていく方法なり体制はないだろうか。その前提として、まず「村人で男性」という構成メンバーの条件をなくしたうえで、誰もがアクセスできる空間を形成しなければならない。

ともあれ重要なのは、このような極めて自発的で自治性の高い地域社会の問題解決システムの空間がその村において形成されてきたということである。それを可能にしたのは、遊びの空間の中で日常的に交わされる何の意味を持たなかった言説が積み重なっていくにつれ、意味を持つ言説として現れていく空間、サランバンという空間があったからだと思う。

本稿では、サランバンという空間のアイデアを援用する形で地域福祉推進のあり方について一考察することにする。

I. 地域福祉推進と共同性²⁾

小林正弥(2004)は「福祉擁護論においては何らかの形で共同性³⁾にかかわる概念装置が必要」で、「人間にとって他者との間に共同性・連帯性が存在するからこそ、困窮した他者は無関心に放置されるべきではなく、他者に対する配慮として

の福祉は擁護されるべき」だと主張している。このような共同性と連帯性を基盤とした他人への援助行為は、相互扶助と呼ばれてきた。岡村重夫(2003:6-12)によれば、「他人の生活困難を援助するもっとも端初のかつ自然発生的な行為は、相互扶助(mutual aid)」であり、またそれは「援助を受ける者と与える者との間にある連帯意識に基づく援助であるために、上下支配の関係による保護や援助のような屈辱的な心情を伴わない点において、すぐれた援助の形態」である。しかし、それには「同一職業や近隣地域という狭い範囲の仲間に制限される」という相互扶助の限界がある。このような消極的な評価より、相互扶助の積極的な意味を強調すべきと岡村は見解を示し、その根拠について三つあげている。第一、生活困窮者に対する援助以前に一般住民の生活活動や日常生活を援助する点に特徴がある。つまり生活困窮ないし生活の破綻を予防して正常な社会生活を円滑にするという予防的機能を果たしていることを重視しなくてはならない。第二、相互扶助の根拠となっている同類意識は、同時に成員間の仲間意識すなわち対等の同類者意識であること、つまり相互扶助は平等の上に立つ連帯であることが重要である⁴⁾。第三、このような相互扶助の積極性に直目して、単に生活困窮者に対する直接的援助の原理というよりも、さらに根底的な社会改造の原理たらしめる主張がある。また岡村は、「地域社会における個別化的援助の要求に対応するコミュニティ・ケア・サービスをも含まれなくてはならないならば、地域住民相互の連帯や自発的な共同、すなわちなんらかの相互扶助の存在を必要とする」であろうと締めくくっている。

現在では上記のような同類意識や仲間意識による共同性と連帯性に基づく相互扶助は期待しにく

2) 本稿での共同性は非国家的意味で使う。

3) 小林(2004:296-297)は共同性について、「今日の社会では濃密な共同性からなる共同体を想定できない場合やそれが望ましくない場合も多い、だから、封建的・家父長的共同体を連想させやすい「共同体」という訳語を避けて、中略……「コミュニティ」「コミュニタリアニズム」という表記を用いている。さらに、実体としてのコミュニティないし共同体は、ややもすると抑圧性を浴びる危険を孕むので、むしろその本質的要素として「共同性(コミュニナリティー)」そのものに焦点を当てたほうがよいであろう。今田が主張する「マイクロレベルでの他者」に対する関係についても、「共同性」ならば適用できる。そこで、筆者自身はコミュニタリアニズムの中に含まれる有意義な内容には、「コミュニアリズム(共同性主義)」という用語を用いる方が適切だろうと考えている。」

4) 岡村重夫(2003)は、相互扶助について「わが国の民族学者の報告では、この点の詳細な報告はないが、ヨーロッパの相互扶助のばあいは、相互扶助と自治との関係が重視されている」と報告している。

い。それは相互扶助により解決してきた地域社会における日常的な生活問題が、社会的な福祉ニーズとして出現してきたからである。例えば、野口定久（1998：26-28）は、福祉ニーズ出現の社会的要因について、①都市化・産業化・過疎化の進行、②少子・高齢社会の到来、③就業形態の変化、④核家族化・小規模世帯化の進行、⑤生活構造の不安定化の進行、⑥地域社会の紐帯のゆるみなどあげている。言い換えれば、都市化・産業化などによる共同体的な地域社会の解体、少子化・高齢化と核家族化・小規模世帯化及び就業形態（女性の社会進出）などによる家族機能の低下などは、地域社会の共同性と連帯性を弱体化させているといえる。これが地域福祉の出発点である。右田紀久恵（1993：10-11）によると、いわゆる地域福祉実践を担ってきた社会福祉協議会の活動原理は、「その固有性があらたな「公共」の考え方や、場づくりにあるといえる」。

それは、地域福祉の基礎となる地域社会の形成力や主体力が、公共性、共同性の形成と不可分に関わるからである。また地域福祉の立場について、「共同体そのものもっている人間生活にとって欠くことのできない原理的要素を再評価し、それを私的領域のみに属するのではなく、内的関係から「公共的領域」を見出し（アイデンティティの抽出）、協働化（福祉コミュニティや近隣ネットワーク）しようとする」と述べている。このように地域福祉にとって共同性は欠かせない要素である。さらに、沢田清方（1998：21-24）は、地域福祉活動における地域性を重視する一つの理由⁵⁾として、地域住民の共通基盤として福祉問題があることを指摘し、「地域に住む人々はさまざまな考えを持ち、さまざまな社会的立場の人がいる。その人々が結びついて地域の課題に取り組むことができるのは、自分にかかわりあいのある問題については、共通の立場にたちうるからである。中略……その解決にあたって、住民連帯性を引き出し、地域全体で困っている人の問題

を考え、必要な力を出し合う、ここに地域福祉活動の大きな可能性と目標性がある」という。繰り返しになるが、地域福祉実践において何らかの形の共同性と連帯性は求められているといえる。

その共同性と連帯性を訴える根拠として、右田（1993：9）は、「課題における共通性」、すなわち「高齢化（aging）は人間にとって普遍・共通の課題であり、地域福祉の重点課題」であるという。また沢田は、上記に述べたように「地域の課題に取り組むことができるのは、自分にかかわりあいのある問題について、共通の立場に立ちうる」と説明する。つまり、将来的に人であれば誰しもが“老い”から生じうる福祉問題に対して自分の問題、共通の課題として受け止めやすいだろう。しかし、共通の問題意識を持ちにくい、つまり事実上地域社会から排除されてきた障害者や外国人、ホームレス、ハンセン病患者などの福祉問題についてはどうだろうか。今日ではこれらの福祉問題については地域福祉実践の現場と政策の場において様々な試みがなされている。例えば、ある障害者福祉施設職員は“重度の障害者が住みよい地域社会は、みんなに住みよい地域社会だろう。ではどうすればよりよい地域社会は実現できるのか”、についていつも考えていると聞いた。そして彼は様々な方法、例えば地域社会の一員として生活を営むことへの支援のために地域の中に住まい（グループホーム）を設けることや、車いすが通れる道幅の確保のための自治会と住民の自転車整備に関する話し合いなど、を試みている。高田真治（2003：166-167）は、社会福祉においては、生活に根ざした福祉文化の形成が必要であり、見えないものに目をむけることの重要性に同意し、これを共生概念⁶⁾を用いて説明している。つまり「障害者福祉では、「障害者との共生」ということが強調されてきた。障害をもった人達は地域社会から排除される傾向にあり、そうではなく障害を含めて多様な個性をもった人たちが、お互いにその個性を受容して、共に生活をしていこうというこ

5) 沢田（1998：21-24）は、これ以外に地域福祉活動における地域性を重視する理由として、①日常生活リズムの継続性の願い、②老人や障害者の生活圏との整合性、③日常生活のなかから問題の早期把握が可能、④緊急対応の可能性、⑤近隣性が生み出す信頼感と安心感、⑥住民の小さい参加を結びつけやすい、をあげている。

6) 共生概念について、特に生物学・生態学・政治・経済・文化における共生概念について詳細に整理されているので、高田（2003：157-170）を参照されたい。

とが「共生」という意味であった。したがって共生とは、共存より積極的な意味をもっているものである。職員の言う“みなによい地域社会”により具体性を与えるということと、高田が述べた地域社会において「共に生活する」＝「共に生きる」＝「共生」とは相通していると解釈できる。

このように、地域福祉推進においては「共同性」が必要である。しかし、岡村が述べたように、共同性という概念をもちいるのには、「同一職業や近隣地域という狭い範囲の仲間に制限される」という範囲の制限問題を払拭する過程がいる。つまり、制限されない、つねに「開かれている（open）」状態を保つ必要があるだろう。

Ⅱ. 社会福祉における「公共性」のとらえ方

社会福祉における「公共」のとらえ方について、右田紀久恵（2005：14）によれば、日本における「公共」の概念は、「公共の福祉」「公共事業」のように用いられ、日本の近代化過程で、本来『公共』の主体であるべき住民の生活を、二の次とする全体重視＝国家重視の公共性となり、『私』としてのエゴイズムが支配的となり、一方で人びとの生活は「私」的性格のなかに深く閉じこめられ、他方で「公共」的性格が支配の手段として強化されてきた」と指摘した（右田，1993：11-12）。また、高田真治（2003：221）は、「社会福祉における『公共性』は、政策主体の公共性概念である。それは『公共性』という国家権力の下に『私権』を尊重するという大義の下に、私的負担を要求するという体制への移行」していることを指摘した。このように、公共事業や公共政策といった社会福祉政策において、「私」の権利や生活の保障という意味で使われてきた。しかし、国家重視主義や国家権力による公共政策体制は、逆に「私」的権利・自由と生活の抑制や私的負担を要求する体制になった。そこで社会福祉における「新しい公共性」概念の構築が必要である。

高田（2003：222-233）によれば、「社会福祉の視点から『市民的生存権的』な立場に立った『新しい公共性』概念の構築」、つまり政治システム

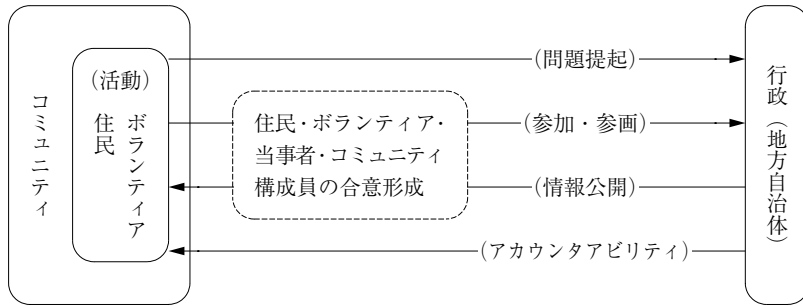
でもない、経済システムでもない、市民による新たな第3システムで、これは法的強制力を独占する公的部門を是正し、営利部門の市場原理を越える可能性を持つシステムを提案している。このように新しい「公共性」を拓く要件として「内発的な力」が必要であり、これは問題意識のある市民が自分と人のために改善しようと強い動機を持つときに起こり、この内発的な力こそが市民の組織である。

右田（2005）は、あらたな社会福祉としての地域福祉概念には、“あらたな「公共」の構築を含むものとし、公私協働をふくめた総体としての地域福祉実践は、公共的営為の一部として捉えている。ここでの公共について、“課題における共通性”と、“対応における公共性”と定義したうえで、高齢化（aging）は人間にとって普遍・共通の課題である。したがって、高齢化社会への対応には、公共的営みが要請されている。しかし、地域社会には、精神障害者、ホームレス、外国人などの共通性を持ちにくい、持てない人々も存在している。つまり共通性のもちにくいあらゆる福祉問題にたいして人びとの間（特に福祉サービス提供側と利用側とも）に共通の認識が形成されるためのなんらかの過程が必要になると思う。右田のいう「公共性」とは、「人間の『生』の営みにおける共同性を原点とし、その共同関係を普遍化したものに他ならないのであって、“ともにいきる”原理そのもの」になるのではないだろうか。また右田は、地域福祉概念の構築にあたって、基本的単位として内発性の個人レベルで生存主体認識に基づき、個人レベルの主体性と自律は地域における自治を規定したうえで、「集団が形成されるとき、また、地域社会には個々人では解決できない、『公共的課題』が発生している」という。その対応を「公私協働で処理する全体を、地域的な公共関係」とみて、公私関係と公共的営為について各々（図4-2）と（図5-5）を提示している。

もちろん右田は、公私協働は生活「私」的側面をベースにしているが、図4-2をみるかぎり、あくまでもそれは、コミュニティにおける居住性のある住民⁷⁾として位置づけており、「あらたな公共の概念をつくる協働システムへの住民の参画

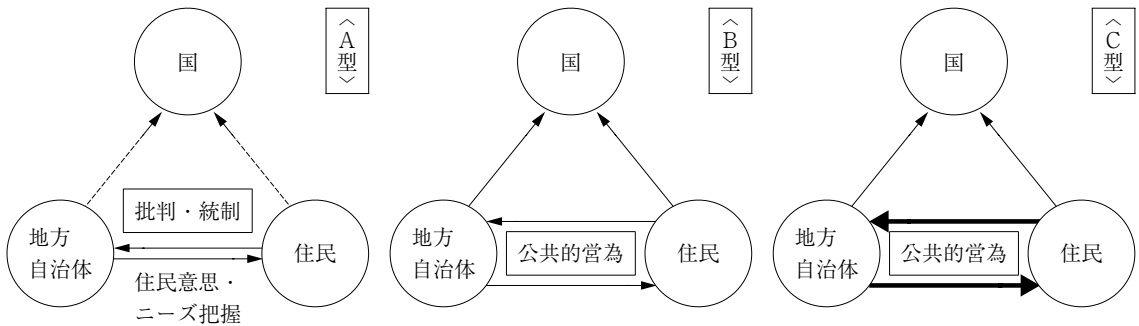
7) 『住民』には「居住」の思想・価値があり（右田，2005：34）、「地域福祉における生活のとらえ方は全体性、

(図4-2) 行政と住民とのフィードバック



出所：右田紀久恵 (2005)、『自治型地域福祉の理論』ミネルヴァ書房、p. 100

(図5-5) 国・地方自治体・住民の関係



注：点線・実線は作用力の強弱を意味する

出所：右田紀久恵 (2005)、『自治型地域福祉の理論』ミネルヴァ書房、p. 136

も、『居住』がなければ成り立たないことはいうまでもない (2002:17)」とあらたな公共における「居住」を強調している。これは、斎藤純一 (2001:64-65) が言う「ニーズ解釈の政治⁸⁾」問題を発生させかねない。つまり、その充足を権利として要求するニーズの定義をめぐって争われる場面へ、また新しいニーズ解釈において民主的な意思決定の手続きを経て、そのニーズをやがては新しい権利へと翻訳されることを求める場面

へ、あるいはすでに承認されている権利に新しい解釈を与えられることを求めている場面に参加することができず、ニーズの権利へと翻訳される可能性が予め断念されてしまう結果を生じさせかねない。いいかえれば、居住性のある住民であるからこそ共同組織体の一員として、行政参加やボランティア活動などという公共的営為を行い、公共性を確保することができる。一方、居住性のない個人⁹⁾と、孤立している個人、もしくはその地域

継続性、個別性、地域性を柱とするから、その地域認識には『居住』(settlement)をベースにおく必要がある。人間の生活は『居住』によって地域社会での関係を形成し、住民組織化は『居住』を条件として成立する (右田, 2005:34)。

- 8) 「ニーズ解釈の政治」については、斎藤純一が著書『公共性』のなかで、ナンシー・フレイザーの言葉を用いて、「公共性は「ニーズ解釈の政治」が行われるべき次元を含んでいる」とし、「この政治における最も基本的な抗争のラインは、生命の何らかの必要を公共的に対応すべきニーズとして解釈する言説と、そうした必要を個人／家族によって充足されるべきものとして「再度一私化する」(re-privatize)言説との間にある」といい、フレイザーの言葉をかりて「後者がとる戦略は、新しいニーズとして解釈され、提起されるものを「家族化する」(familiarize)こと、および／あるいは「経済化する」(economize)ことである。」
- 9) 右田 (2005:100) は、地域福祉における公私関係において、行政と住民のプライバシーに関しても述べている。つまり、「地域福祉における公私関係は真の意味で構築されたことはいいがたい。行政の限界と住民のプラ

に居住しながらも「自立」「自治」の意識がない個人のニーズが権利へと翻訳される可能性をあらかじめ断念させているといえるのではないだろうか。排除されがちな彼らを含め、人々の間に共通の認識がうまれるような何らかの装置を設ける必要があると思う。

上記のように社会福祉において、「新たな公共」概念の構築の必要性和その中心に地域福祉の考え方を示す必要性が説かれている。その方法として、国家重視主義や国家権力による公共政策体制に問題意識のある市民の「内発的な力」と、居住性のある住民と地方自治体とのあり方が提示されている。そのためには、まず地域社会から排除されてきた人々を包摂し、人々がそのような問題意識に目覚め行動（国家中心の福祉政策に対する批判的意見や地域福祉活動など）を起こし、「内発的な力」を育てていく過程形成がより重要な課題ではないだろうか。この過程があつてこそ、真の新たな公共概念の構築（＝地域福祉概念の構築）になるのではないだろうか。

以降、公共哲学という理念次元から示唆をうけつつ、地域福祉実践論である牧里毎治の地域組織化の考え方について検討したい。それに基づき、地域福祉の『公共的空間』について一考察をしたと思う。

Ⅲ. 地域福祉における『公共的空間』

Ⅲ-1. 地域社会における福祉実践の意味

地域福祉を実践する、推進すると言うのは、地域もしくは地域社会を基盤とするという言説をふくんでいる。地域もしくは地域社会の捉え方によって地域福祉実践・推進のあり方が変わるかもしれない。たとえば、右田（2005：19）は、生存主体（個人レベル）と地域社会との関連について、地域社会を近隣住区レベル、小学校区レベル、中学校区レベル、行政区レベル、基礎自治体

レベル、都道府県レベルと基本的に行政的区切りをベースにして用いている。それは、地方自治体を中心にして地域福祉概念を構築しようとしているからである。また、地域福祉推進において地域組織化もしくは福祉組織化に重点をおくと「生活の基盤となる地域社会の形成」または「地域社会という共同体」といった言説で表し、機能的側面の地域社会を用いている（牧里，1998：47-53）。一般的に地域福祉実践の円滑化を図るために校区単位もしくは人口単位といった区切りとして地域もしくは地域社会という言葉が使われている。

本稿では、地域と地域社会を峻別して使う。「地域」とは行政的・地理的側面をあらわすときにつかうことにする。そして「地域社会（＝コミュニティ）」は、エチオーニのコミュニティ論を依拠して用いることにする。つまり、「コミュニティとは、およそ社会的な実体であれば、村から各国の国民（夫婦、家族、趣味サークル、世界全体）までのあらゆる集団を含み、人間関係の属性の集まりであつて、どこか具体的な場所として捉えず（エチオーニ，1996：21）」、コミュニティが活性化すると住民相互の絆（連帯性）のネットワークが強まるというネットワーク型社会を前提としている（エチオーニ，1996：217）。また、エチオーニ（1996）は、コミュニティと個人との関係について、機能主義アプローチを採用し相互作用関係として捉えている。つまり、コミュニティは、個人の権利や自由が尊重される体制を守るために、メンバーの基本ニーズを満たすことを求められ、メンバーは社会的責任を果たしつつ生活することを求められる。

上記で触れたように、地域福祉の推進には共同性もしくは連帯感を必要とする。しかし、岡村が述べたように、地域福祉推進、実践をよりよくするために必要とする共同性と連帯感は逆に地域福祉の範囲を制限するという力を働かせることになる。またエチオーニ¹⁰⁾の地域社会（＝コミュニティ）

イバシーとの関係において設定し、そこに「私」の導入の必然性をいうとすれば図4-2に示すような行政フィードバック回路をシステム化しなければ、公私協働は矮小化されたものとなるのではないだろうか。」しかし、共通性をもったうえでの行政と住民のプライベートとの関係にすぎない。

10) 例えば、エチオーニはコミュニティにおけるホームレス問題について、次のことを描き出している。「広場や歩道、公園や遊び場といった公共の場は、コミュニティの住民同士が相互に触れ合い、結びつき、モラルの声を形成し発信する場である。こうした場をコミュニティの場として役に立てるには、安全が保たれるべきであり、……中略……公園を占拠するホームレスたちにはシェルター〈一時滞在所〉を提供する必要がある。提供され

を地域福祉の推進、実践の基盤とすることにより、スピーカークの言葉を用いれば、どこの集団にも所属していない個人に対しては排除として働くことになる。つまり、コミュニティの成員により、集団を形式化し規定していく過程は、集団内の関係に焦点を当てたり強調したりする一方、集団と集団外の物との関係という社会的境界を規定する。しかも、社会集団は集団内の接点の強化や境界線の明確化によって自らのアイデンティティを発展させるのである。このように社会集団は包摂的であると共に排除的である (P. Spicker¹¹⁾, 2000: 97)。したがって、地域福祉推進もしくは実践のシステムに何らかの「開かれている」状態の空間という仕掛けを設ける必要がある。これについて、公共性の概念を用いて検討する。

齊藤 (2001: viii-ix) は、一般的に「公共性」という言葉が用いられる際に、主要な意味合いとして大きく三つにわけている。①国家に関する公的な (official) ものという意味で、国家が法や政策などを通じて国民に対しておこなう活動を指す。例えば、公共事業、公共投資、公的資金、公教育、公安などの言葉はこのカテゴリーに含まれる。②すべての人々に関する共通のもの (common) という意味で、共通の利益・財産、共通に妥当すべき規範、共通の関心事などを指す。③誰に対しても開かれている (open) という意味で、誰もがアクセスすることを拒まれない空間や情報などを指す。これは秘密、プライバシーなどと対比される。山脇直司 (2004: 19) は、公共性の意味合いについて、大きく「一般の人々にかかわる」、「公開の」、「政府と国の」と整理している。

①については、前に触れたように、これまで社会福祉分野において使われてきた公共性の概念である。そしてその弊害の対策として山脇のいう「公開の」の概念を取り入れることで公共性を担保する¹²⁾。右田の図3-2から見ると行政側の情報公開をあげることができる。②の公共性の概念は、右田の公共概念、つまり“課題における共通性”にあたるだろう。①と②の意味での公共性は、③の意味での公共性が担保されなければ、前章で触れたように、真の“ともに生きる=共生”の具現化としての地域福祉推進にはならないと考えられる。

Ⅲ-2. 地域福祉推進と公共哲学の考え方

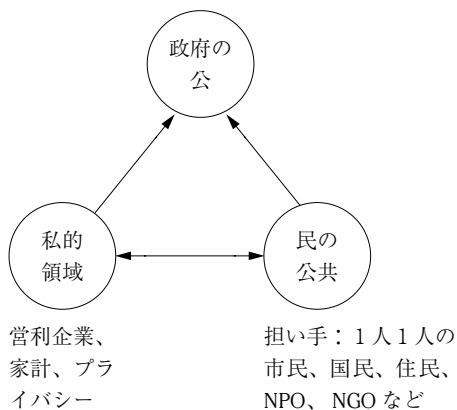
山脇 (2004: 1, 12) は、現代の政治・社会哲学は社会保障の公共哲学のための論理を提供していないといい、そこで今後の課題として、「国家や政府を「公」と企業の経済活動を「私」とそれぞれみなす従来の公私二元論にかわり、国家や政府によってのみならず、国家と家庭の中間領域における「人々 (=民) の社会活動」によっても「公共性」が担われる」と、つまり「政府 (官) の公」と「人々 (民) の公共性」と「私的経済活動」の相互作用論的三元論の視座を提案している。この考えに基づいて図3-1に公共哲学を基本とする社会像を提示している。

右田 (2005: 45) も地域福祉は福祉課題解決策としての福祉社会論のレベルと、中間組織に焦点をあてた国家・市場の二元的社会秩序から三元的社会秩序をめざす軌道上の位置にあるとし、そこからの参加論を踏まえての地域福祉の参加論構築について述べている。また、地域福祉研究のあり

た安全で清潔なシェルターに移るのを拒否するならば、ホームレスたちは公園の使用を拒否されてもしかたあるまい。」結局、コミュニティの利益と他者の利益がぶつかりあうと、他者を排除するという結論を生じさせてしまう。

- 11) ポール・スピーカークは、社会統合という視点から排除は「密接に関連する二つの異なる問題を扱う。もう一つは、社会集団の境界線に追いやられる人々、つまりなんらかのスティグマを着せられ社会的に拒絶された人々が存在するという問題である。障害を持つ人々のように逸脱とみなされた特定集団の社会的・物理的な分離には長い歴史がある。もうひとつは、他者への義務も他者からの支援も経験したことがなく、連帯的な社会的ネットワークの一部ではないような人々がいるという問題である。その極端な例は、家族との接触もなく路上で生活する単身のホームレスである (P. Spicker, 2000: 63)」と説明している。
- 12) その例として、情報公開法と開示請求権制度、そして情報提供制度をあげることができる。行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成11年法律第42号)「政機関情報公開法」〈平成11年5月14日公布、平成13年4月1日施行〉と、行政法人等の保有する情報の公開に関する法律 (平成13年法律第140号)「独立行政法人等情報公開法」〈平成13年12月5日公布、平成14年10月1日施行〉

(図3-1) 社会像 (山脇直司)
(公共哲学の主要な理論的骨組み)



出所：山脇直司，2005『社会福祉思想の革新——福祉国家・セン・公共哲学——』かわさき市民アカデミー出版部、59-72。

方として、家族、コミュニティ、自助グループ、近隣、ボランティア等々の中間組織を共同体とする補完性原則の積極面について検討の必要性を謳っている (右田，2005：46)。

山脇の社会像 (図3-1) について概略すると、「政府の公的活動＝公」は、国家を治める内閣と中央政府、及び地方自治体の総称とし、その究極的な「正当性 (legitimacy)」を「民の公共」に負い、選挙やオンブズマン (行政監視) 制度を通しての「民 (国民、市民、住民などの総称) の公共的判断」にある。またそのあり方について、「民の公共」によって常に改変されたり、チェックされたりするという構造をもっている。経済という観点から、「私的領域」である家計や私企業から得た収入を出費する公共政策によって、社会保障 (年金、医療) 制度、教育制度、社会的インフラなどの「公共善」が成り立ち、その運営を「民 (たみ)」に対して「説明する責任＝アカウントビリティ」を負う。それを「民」がチェックする「道義的責任」を負う。「民の公共」は個人1人1人のレベルとNPO (民間非営利組織) やNGO (民間非政府組織) という組織レベルの双方でと

らえる。福祉NPOは「人々の福祉＝well-being」という公共善に携わり、「政府の公」を補う形で「民の福祉」に貢献するよう「民の公共」としてとらえられる。またこの関連の中で、「行政＝政府」は、「民の公共」の担い手たるNPOと支援や補助や協働という関係を結ぶよう要求される。他方では、「民の公共」ということを自覚し、政府と癒着することなく、「政府の公」と良きパートナーシップを結んでいくというスタンスで活動することが要求される。そして当然ながら、事業内容や財務などについてなんらかのアカウントビリティがともなわなければならない。ここでの“民”は、所属メンバーとしての責任を負う「負荷ある自己」で自己の多次元性とともに他者の多次元性を認識了解している個人の集合体としての人々を指しており、そこには国家市民以外の市民、つまり「外国籍住民」も含んでいる。(山脇，2005：218-219，221)。

このように公共性を形成していくために重要視されているのがいわゆる中間組織もしくは「民の公共」の役割である。今田高俊¹³⁾は、このような中間組織について、伝統的には家族、町内会、地域コミュニティなどをさすが、新しくボランティア団体、NPO (非営利組織)、NGO (非政府組織) が台頭しているという。

山脇は「民の公共」の役割もしくは機能によって公共性を確保することを重視していると言える。地域福祉推進に援用するなら、それに加えて「民の公共」の形成過程、つまり地域福祉実践における組織化過程が重要視されなければならない。言いかえれば、地域福祉推進における公共性③の意味の重要性からも、「民の公共」と「私的領域」との関係性について明確にしておく必要がある。山脇は「私的領域」について営利企業や家計、プライベートなどの主に経済活動領域として説明している。しかし、社会福祉もしくは地域福祉視点からみると、市場システムにも入れない個人、生活問題を抱えている個人、行動範囲がプライベート領域にとどまり社会/地域社会 (人的、

13) 今田高俊は、佐々木毅・金泰昌編 (2002)、『公共哲学7 中間集団が開く公共性』東京大学出版会、p. iiにおいて、中間集団を旧中間集団と新中間集団、日本での業界団体という中間集団に分類している。「業界団体という中間集団は個人や私企業を利益誘導によって中央政府に直結させる昨日を果たし、行政管理的な公共性を強化する役割を担うものだ」とし、公との癒着に堕ち易い中間集団として問題視している。

物理的、制度的福祉資源などを含む)とのつながりをもたない/もてない個人、家族でありながら、家族構成員から排除(児童・老人虐待など)されている個人、等々を含む概念として「私的領域」をとらえなければならない。このように個人を捉えた上、いわゆる中間組織もしくは「民の公共」の役割もしくは機能について問わなければならないのではないだろうか。本稿は「民の公共」の役割と機能についての研究ではないので、他時に譲り、「民の公共」の形成過程について組織化理論を用いて検討する。

Ⅲ-3. 地域福祉推進における『公共的空間』

まず、地域福祉に公共哲学の公共性概念を援用することによって、その意義が次の通り期待できると思われる。第一に、基本的に地域福祉は、個人を単位とするのではなく、集団をその単位としている。ところが、地域社会は一人一人の住民により形成され、住民らの意見によって動いている。さらに個々の住民の日常生活が地域生活の福祉問題と化されていく。その福祉問題に対して地域住民の一人一人が主体性を持ち共通の問題として民主的自治的にとりくんでいくためには地域福祉の視点を個人レベルまでひろげていかなければならない。第二に、地域福祉の実践に重要な位置をしめす人々のつながり形成に「開かれている」という「公共性」概念を取り入れることにより差別性のない、排除性のない、多様な価値観をもつ人々の出会いの空間が形成しうることである。第三に、第二の結果によって、より地域組織化をしやすくすることができる。地域福祉の実践は地域組織化をその土台としている。そこで活用されているのが地域社会にある既存の組織、自治会や町内会などである。そもそもそれらの組織は共同体

的特徴が強く居住性を求める、排除性が強い。さらに今日の地域社会において、人々の出入りが激し(特に都会)く多様な価値観が存在しているので、地域組織化による福祉問題解決はより難しくなっている。第四に、これら三点の意義が地域福祉の基本的理念といわれている住民主体と住民自治、そして“ともに生きる=共生”の具現化への礎になりうると思われる。

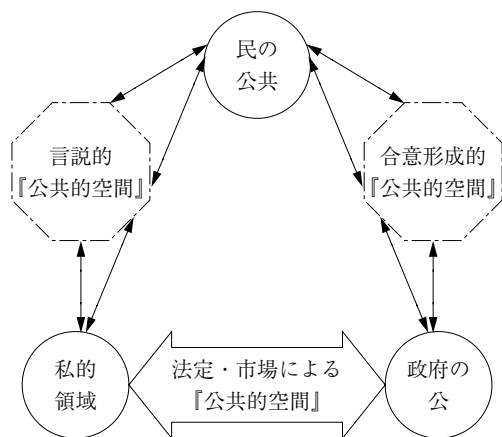
そこで、山脇の社会像は、公共哲学を基本に据えた上で福祉国家を克服する社会福祉思想の革新をめざすものとして提示されたものである。基本的に社会保障に関する社会福祉思想である。この社会像(図3-1)から三つの関係性が考えられる。

一つは、「民の公共」と「政府の公共」との関係性、右田の言葉を借りれば、コミュニティと地方自治体行政、図3-2のような関係をもつ。二つは、「政府の公共」と「私的領域」との関係である。山脇がいったように公共政策による社会保障の領域であり、斉藤純一(2004)の言葉で非人称的連帯¹⁴⁾という関係の上で成り立つ領域である。この領域は法定と制度、政策などにより公共性が確保できる。これは、社会保障を享受する権利と保険料の拠出・納税の義務をもつメンバーシップによって確保されるという一定の境界をもっている(斉藤, 2004: 279)。現に地域福祉分野においては、社会保障制度や社会福祉制度から残されている人々に対するの援助が問題になっている。人々が自発的に互いの生を支え合い、特定の人々との間にネットワークとして形成されるという人称的連帯¹⁵⁾、これが、「民の公共」と「私的領域」との関係の上で形成されうるものであろう。言い換えれば、これはプライベート的な個人が何らかのきっかけで人々とのつながりを持ち、連帯意識、共同性を基盤とする日常生活により、生活

14) 斉藤純一は、社会的連帯について「互いの生を保障するために人びとが形成する人称もしくは非人称の連帯を指す。非人称的社会的連帯とは、保険料の拠出や納税というかたちをとった資源の移転をともなっており(2004: 1)」、「強制的な連帯であり、これは互い見知らぬ人々の間に成立する(2004: 275)」。また非人称的連帯は、「一定の境界をもたざるをえず、その境界、権利(社会保障を享受する権利)と義務(保険料の拠出・納税の義務)をもつメンバーシップによって画される(2004: 279)」とまとめている。

15) 斉藤純一(2004: 275-276)の言葉で、人称的な連帯が「可能にする生の保障は社会の全域には及ばない。それは、制度化されていないがゆえに、生の保障としては不安定であり、加えて、誰が支援し、その支援を誰が受けているかが見えやすいという難点もある」と、人称的な連帯の不安定性を指摘している。しかし、主に非人称的連帯により生の保障を確保している福祉国家の社会的連帯は安定しているといえるだろうか。また日本の財政的困難は社会保障の安定性を保障しうるものであろうか、あえて人称的連帯の強化によって非人称的連帯の安定性が図れると思う。

図3-2 地域福祉推進における『公共的空間』のイメージ図



(生)の保障もしくは生活問題の解決手段を確保する領域といえる。これについて地域福祉の視点からみると、人々とのつながりを持っていない人々、ネットワークを持っていない人々、地域社会に所属されていない人々、法定上も制度上も政策上も保護されていない人々など、多様多種の価値観をもち、極めて個人的な生活問題を抱える個人がどのような支援により、「民の公共」の領域に入り、地域社会の構成員として主体性と自治性をもつことができるかが重要である。もちろん福祉サービスの提供者もしくは利用者として「民の公共」の領域に入らず市場システムにおいていわゆる公共性が確保されるならその領域にとどまることも権利としてありうる。

ここでは上記の三つの関係性を基盤とし、それぞれの関係上で公共性を確保していく空間という意味で『公共的空間』と呼称し、それを地域福祉推進に援用して地域福祉の『公共的空間』と呼ぶこととする。これに関するイメージ図として図3-2のようにあらわす。各『公共的空間』は段階的で循環的な関係性をもつ。本稿では、「言説的『公共的空間』」について述べることにし、これ以外二つの『公共的空間』についてはほかの機会にゆずりたいと思う。

Ⅲ-4. 「言説的『公共的空間』」

ここでは、アレントの「公共的空間」概念から示唆をうけ、個人レベルで差別性のない排除性のない、多様な価値観をもつ人々の出会いの空間について考えてみたいと思う。

これは、私的領域にとどまっている個人が、公に現われ、「万人によって見られ、聞かれ、可能なかぎり最もひろく公示される (アレント, 1958: 75)」というアレントの公共空間¹⁶⁾である。つまり、地域福祉実践における「言説的『公共的空間』」は、政治よりむしろ政治が始まるはずのとことの苦境に関わっており (Canovan, 1992: 133)、人間の複数性と自発性を剥ぎ取る全体主義的思考が存在せず労働の諸価値が脚光をあびない (Canovan, 1992: 136)、空間である。この空間は、斉藤の解釈によれば、「他者を一つの『始まり』とみなす空間、他の一切の条件にか

16) もちろんアレントの公共空間には問題点が指摘されている。それはアレントの公共空間は女性や奴隷に支えられていた私的領域の上で成り立っていること、つまり「アレントの見解では、古代アテナイの私的領域は家族の財産の上に確固とした位置をもつ家政から構成されていた。家政は買い税精算の単位でもあったから、人間生活の自然的で物質的な面はすべて——アレントの用語法では労働はすべて——公的舞台の光から離れて、私的に行われた。自分自身の家政に引き込んだ私生活の内側で、市民は自分と家族の物質的幸福に関心をもっていった。家政が従属の場所であったのは、それが家長が女、子ども、奴隷を支配するために常習的に暴力を用いた小さな専制的であるからだけではなく、関係者がみな、生産と消費と生殖を要求する69生命過程の冷酷無情な必然に委ねられ (Canovan, 1992: 152)。」であり、また社会問題を公共空間から排除していることである。つまり、「アレントは社会問題という経済にかかわる問題を、人間の自然化として政治から排除した。それが意味するのは、社会問題は人間の生物学的次元への還元であり、世界への関心を他者と共有しえないものであるということである。しかしこの『世界への共有』という点から考えれば、社会問題が、つねに他者と共通の関心に導かれなければならない。実際アレントもある対談で、いわゆる社会問題が『政治的』問題足りうることを認めている」(伊藤洋典 (2002)、「3 アレントにおける「公的人間」の成立の論理」、中村直美・岩岡中正編著『時代転換期の法と政策』成文堂、p.44)。しかし、私的領域において弱者である人びとをその対象としている地域福祉の考え方と、生活問題を地域福祉問題対象としているので、地域福祉推進もしくは実践の過程の一部分にアレントの公共空間理論から示唆をうけることには、指摘されているアレントの公共空間の問題点は問題にならないと思われる。アレントの公共空間理論の問題点に関する内容については、斉藤純一 (2001)を参照されたい。

かわりなく、他者を自由な存在者として処遇する空間である。他者を自由な存在者として処遇するということは、他者を非一決定の位相におくという態度、予期せぬことを待つという態度（斉藤，2001：43）」が要求される。障害者であれ外国人またはホームレスであれ、この空間においてはこのようにレッテルが貼られることなく自由な存在者として処遇される。またこの空間は、「他人との相互行為において自分の異質性を表わす仕方について語ることによって人間の複数性を解明し（Canovan, 1992：174）」ている空間である。つまり自己と他者のコミュニケーションにより公共的空間が創出されていく言説の空間で（山脇，2004：020；斉藤，2001）、この空間で出会った人々の間につながりが形成されていき、お互いの価値観や存在感を確かめ合う中から連帯感・共同性が生まれる。さらに人稱的連帯が形成されていく空間への発展して行く始発点であるといえるのではないだろうか。

このような考え方を地域福祉推進の一つの方法である福祉組織化¹⁷⁾過程において「言説的『公共的空間』」について検討してみる。福祉組織化過程には、アレントの公共空間のような、つまり生活問題を抱えている人、地域福祉活動に関心のある人々、福祉サービス提供者もしくはその地域社会の住民である、などのレッテルなき自由な存在者として出会い処遇されお互いの意見を交わすという空間は設定されてない。しかし、その地域社会の住民らが自発的に互いの生（生活の保障）を支え合い、特定の人々がネットワークを形成し助け合うという人稱的連帯の形成は図られているという機能はもつ。

牧里（1998：48-51）によれば、福祉組織化は、住民参加と利用者（当事者）参加¹⁸⁾によるもので、一般の住民がボランティア活動もしくは地域福祉活動へ参加するように専門職の支援が必要である。さらにその支援の方法について三つ段階に

設定し段階ごとに必要とされる専門職の支援が表3-1のように説明している。地域福祉活動へ関心を持つ個人が様々専門的支援により活動者と組織者へと成長していく。

しかしながら、不特定の人々の関心を地域福祉活動もしくはボランティア活動に寄せる方法や段階が設定されていない。関心者の範囲と数によって活動者や組織者の数が限られてくることを考えると、より多くの関心者を増やすことが要になるといえる。もちろん関心者が、活動者もしくは組織者へ進むか進むまいかはその関心者の自由であるが、関心者の増加はそれ自体意義が大きいと思う。つまり、地域福祉活動やボランティア活動などに関心をもつ人が多くなるというのは、地域福祉推進において掲げられている価値を共有している人が多くなっているともいえる。これはある意味で、地域福祉に関するある価値、例えば“共生＝共に生きる”という価値が共有されていく過程ともいえる。

まとめると、地域福祉推進における「言説的『公共的空間』」とは、まず、①アレントの「公共的空間」の特徴をもつ。つまり、政治よりむしろ政治が始まるはずのこの苦境に関わっており、人間の複数性と自発性を剥ぎ取る全体主義的思考方が存在しない、労働の諸価値が脚光をあびない空間で、「人間は複数であるので、集まって自分たちのなかに空間を形成することができ、その空間のなかでさまざまな観点から共通世界を見、共通の事柄について語るができる（Canovan, 1992：146）」という空間である。端的に例を挙げるなら、心理的、精神的、活動的「仲間づくり」である。②その手段はコミュニケーションによる。③そして、地域福祉実践もしくは活動が存する空間、つまり、裏方の役割として人びとが集まるような手配などの基盤整備をするという地域福祉活動を行う。

さて、地域福祉推進における「言説的『公共的

17) ここに用いられている福祉組織化の概念は、牧里毎治（1998）の考え方に従う。その他に住民組織化、利用者組織化、地域組織化が言われている。より詳しい内容については、牧里毎治（1998）の論文を参照されたい。

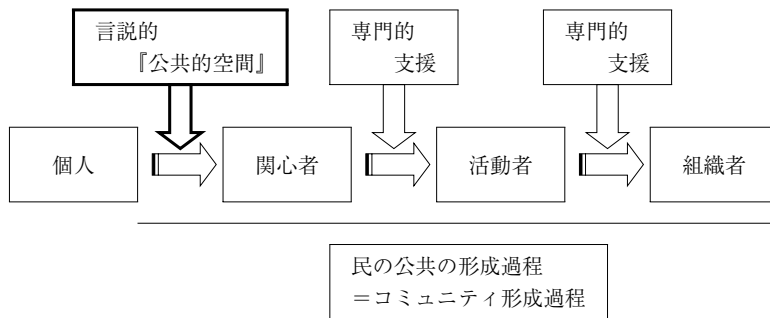
18) 一般的に住民について、提供者であり、利用者でもあると言われている。牧里（1998：48）は、短絡的に住民＝ボランティア、当事者＝受益者でとらえるのではなく、住民は潜在的利用者から顕在的利用者の連続体の軸で理解する必要がある、住民であっても利用者であっても、受益者＝供益者の視点を加味して参加問題をとらえることが重要であると指摘している。

(表3-1) 住民のボランティア活動と地域福祉活動への参加レベルと専門職の支援

段階	個人的に参加するレベル	集団として参加するレベル	団体・組織として継続的に参加するレベル
支援対象	関心者	活動者	組織者
目標	活動へのつなげるための支援策	活動を継続させるための支援策	管理者としての運営活動へ発展させるための支援
課題と支援内容	時間的余裕の創出 ・労働時間の段階 ・週休2日制 ・ボランティア休暇・休職 ・未消化の有給休暇活動 価値観の発見 学習機会・情報提供 ・マスメディアによる活動の紹介 ・マルチメディア活用による情報提供 活動参加への「きっかけ」と「場」づくり ・イベント型の一時的な活動参加の機会 ・ボランティア・スクール、体験学習に「場」づくり 相談コーナーやアドバイザーによる個別相談	継続的な活動機会 ・ボランティア・地域活動に関する情報提供 ・需給調整 ・相談（カウンセリング） ・需給調整 活動・プログラムの開発 集団活動の開拓・仲間づくり ・ネットワークづくり 活動の認知と評価 ・継続活動者に表彰と顕彰 ・活動の記録集の出版助成・ビデオ製作の助成 その他 ・機材・ロッカーなどの提供 備品の貸与・支給 ・実費弁償を兼ねたボランティアグッズの創作と支給（テレカ、バス券、Tシャツ、エプロンなど）	活動の組織的に継続化と社会的認知を得るための条件整備 ・法人格取得 ・拠点となる事務所 ・コーディネーターなどの専門有給スタッフの確保 組織維持のための拠点づくり 団体としてのリーダー養成 ・専門スタッフ、コンサルタント 他団体との交流・連携・ネットワークづくり ・ネットワークに必要な資金や技術、情報 行政とのパートナーシップ形成

資料 牧里毎治（1998）、「住民参加・利用者参加を支える地域福祉活動—活動の組織化・支援仲介機能—」『社会福祉研究』第71号、P.487-51の内容を整理しまとめたものである。

(図3-3) 組織化過程



空間』として、実際にどのような地域福祉推進もしくは実践が考えられるのだろうか。もちろんコミュニケーションという要素から考えると相談事業も考えられるが、これはあくまでも専門家と利用者という決まりきった関係性のうえでおこな

われている。つまり、上記の①に反するものである。

一つは、「地域を拠点に」、「楽しい仲間づくり」、「参加しやすい雰囲気であり、オープンである」、「参加者の出入りは自由であること」、「会則

や運営委員会といったものは必要ではなく、その場にゆるやかに人が集まりつながりを持つ、「専門家も住民として、対等の立場で、または後方支援に徹し、ボランティアとして参加する」などにイメージ化されている「ふれあい・いきいきサロン」的形式が考えられる。誰もが出入りでき、自分の言葉でおしゃべりする過程で他人に自分の表示ができ、仲間をつくることができるという一連の過程をへて次のステップとして新しい何かを生む。その新しい何かの一例について上記の図3-3から見ると、一個人が地域福祉活動の関心者・活動者・組織者として地域福祉推進に加わるという過程空間として、つまり地域福祉の言説的『公共的空間』として考えられる。

最後に、本稿は地域福祉推進もしくは実践における言説的『公共的空間』についての仮説にとどまる。今後はこの実証研究とともに、仮説構築過程において用いられている諸用語の概念整理を研究課題としたい。

参考文献

- 小林正弥 (2004)、「福祉公共哲学をめぐる方法論的対立—コミュニティアニズムの観点から—」、塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編『福祉の公共哲学』東京大学出版会
- 岡村重夫 (2003)、『社会福祉原論』全国社会福祉協議会、p. 6-12
- 野口定久 (1998)、「地域福祉の対象—地域問題としての生活問題」、牧里毎治・野口定久・河合克義編集『地域福祉—これからの社会福祉⑥』有斐閣、p. 26-28
- 右田紀久恵 (1993)、「分権化時代と地域福祉—地域福祉の規定要件をめぐる一—」、右田紀久恵編著『自治型地域福祉の展開』法律文化社、p. 10, 11
- 右田紀久恵 (2005)、『自治型地域福祉の理論』ミネルヴァ書房
- 沢田清方 (1998)、「小地域福祉活動のめざすもの」、沢田清方編著『小地域福祉活動—高齢化社会を地域から支える』ミネルヴァ書房、p. 21-24
- 高田真治 (2003)、『社会福祉研究選書社会福祉内発的発展論—これからの社会福祉原論—』ミネルヴァ書房、p. 166-167
- 金子勝 (2002)、『市場』岩波書店、p. iii, 51
- Amitai Etzioni (1996), *THE NEW GOLDEN RULE, Community and Morality in a Democratic Society*, (=2002、永安幸正監訳、『新しい黄金律「善き社会」を実現するためのコミュニティ宣言』麗澤大学出版会) の中で述べられている用語である。
- 坂口緑・中野剛充 (2000)、「現代コミュニティアニズム」、有賀誠・伊藤恭彦・松井暁著『ポスト・リベラリズム—社会的規範理論への招待—』ナカニシヤ出版、p. 97
- Paul Spicker (2000), *THE WELFARE STATE 1ST Edition*, (=2004、安部實・坪洋一・金子充訳、『福祉国家の一般理論』けい草書房)
- 斉藤純一 (2001)、『公共性』岩波書店
- 斉藤純一 (2004)、「序論 社会的連帯の変容と課題」『社会的連帯の理由をめぐる—自由を支えるセキュリティ—』、斉藤純一編著『講座・福祉国家のゆくえ5 福祉国家／社会的連帯の理由』ミネルヴァ書房
- 山脇直司 (2004)、「社会保障論の公共哲学的考察—その歴史的・現代的展望—」、塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編『福祉の公共哲学』東京大学出版会
- 山脇直司 (2005)『社会福祉思想の革新—福祉国家・セン・公共哲学—』かわさき市民アカデミー出版部、59-72.
- 山脇直司 (2004)『公共哲学とは何か』ちくま新書、p. 019
- 牧里毎治 (1998)、「住民参加・利用者参加を支える地域福祉活動—活動の組織化・支援・仲介機能—」『社会福祉研究』第71号、p. 47-53.
- Hannah Arendt (1958), *The Human Condition*, the University of Chicago Press, (=2004、志水速雄訳、『人間の条件』筑摩書房)
- Margaret Canovan (1992), *HANNAH ARENDT A REINTERPRETATION OF HER POLITICAL THOUGHT*, Cambridge University Press, (=2004) 寺島俊徳・伊藤洋典訳『アレント政治思想の再解釈』、未来社)

The Promotion of Community Well-Being and “Public Space”

ABSTRACT

For the promotion of community well-being, there is a need for commonality. A concrete method of accomplishing such commonality is by organizing people in community. But organizations based on commonality tend to exclude non-members. There is a need for a process that subsumes people from the community who have been excluded from the organization.

Therefore, this paper is a study of “public space,” which uses the concept of “public” to examine those spaces open to everyone, and how they contribute to the process of promoting community well-being.

“Public space” for the promotion of community well-being has the following features: first, it has the characteristics of “public space” identified by Hannah Arendt. In fact this is the space where politics begins, and reflects the pluralism and initiative of human beings. But it does not have a totalitarian mentality and does not put labor’s values in a positive light. “Being plural, human beings can gather to form a space amongst themselves, and in that space can see their common world from different points of view and therefore talk about their common affairs” (Canovan, 1992: 146). Some examples include, psychological, spiritual, and active [making friends]. The second feature of such public spaces is that the means of accomplishing its potential is through communication. Finally, this space plays a background role in providing an infrastructure where people can be brought together, and thus be the setting for community well-being practice and activities.

Key Words: community well-being, commonality, ARENDT’s “public space”